

ヘモフィルス・パラスイス（２・５型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン

平成１８年８月１６日付 農林水産省告示第1163号

動生剤基準のヘモフィルス・パラスイス（２・５型）感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの3.4.3、3.4.7及び3.4.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。